

【インフルエンザ出席停止のめやす・児童生徒／乳幼児】

インフルエンザ発症日(発熱開始日)を 0日と数え、5日を経過し、

かつ 解熱した後 2日(幼児にあっては、3日)を経過するまで出席を控えてください。

学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令の施行(平成24年4月2日省令改正)

乳幼児(保育園・幼稚園)インフルエンザ発熱期間と出席開始日のめやす

発熱期間	第0日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日
2日間										出席可能
3日間										出席可能
4日間										出席可能
5日間										出席可能
6日間										出席可能

注意: 1日のうちで、発熱・解熱をともに認めた場合は、発熱期間とします。



発熱



解熱

児童・生徒(小学生以上)インフルエンザ発熱期間と出席開始日のめやす

発熱期間	第0日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日
2日間									出席可能
3日間									出席可能
4日間									出席可能
5日間									出席可能
6日間									出席可能

注意: 1日のうちで、発熱・解熱をともに認めた場合は、発熱期間とします。



発熱



解熱